

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を 開催します

IRの設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定等にあたり、国の基本方針（案）を踏まえ、本市では「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」を設置します。

つきましては、下記のとおり、第1回委員会を開催いたします。

1 開催日時

令和2年11月30日（月） 16時00分から

2 会場

パシフィコ横浜 アネックスホール

3 委員（敬称略50音順）

分野	団体・役職等	
建築	慶應義塾大学理工学部教授	伊香賀 俊治
企業経営	武蔵野大学経営学部教授	鵜川 正樹
治安対策	日本大学危機管理学部教授	金山 泰介
経済	(財)インド経済研究所理事長	榊原 英資
都市計画	東京工業大学環境・社会理工学院長	中井 検裕
依存症対策	平安病院法人統括院長	平安 良雄
観光・MICE・文化	東洋大学国際観光学部教授	古屋 秀樹

4 「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」について

IRの設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定等にあたり、国の基本方針（案）では、「応募者から提出された提出書類の審査において公平かつ公正な審査を行うために、有識者等により構成される第三者委員会を設置する等、適切な民間事業者の選定体制を構築する必要がある」とされています。

本市では、適切な民間事業者の選定にあたり、より透明性・公平性を確保するため、令和2年第1回市会定例会で、「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例」を制定しましたので、これに基づき、委員会を開催します。

5 予定されている議題

- ・委員長等の選出
- ・民間事業者の募集及び選定に関する事項

6 傍聴について

会議は、原則公開です。ただし、審議内容が公開されると今後の業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、非公開とします。

公開部分のみ傍聴いただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴者数を制限させていただきます。なお、以下の方の傍聴はご遠慮ください。

- ・発熱（37.5℃以上）や体調不良の方
- ・2週間以内に、PCR検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症等にり患しているおそれのある方

また、当日は会場入場前の検温で発熱（37.5℃以上）が確認された方、マスクを着用していただけない方等は入場いただけません。あらかじめご了承ください。

傍聴を希望される方は、下記申込フォーム又はFAXでお申し込みください。FAXでお申し込みの場合は、①傍聴希望会議名（横浜IR事業者選定等委員会）、②氏名（フリガナ）、③連絡先（住所、電話番号、FAX番号）をご記載ください。なお、定員（10人）を超える場合は抽選を行います。結果については、当選された方のみ通知させていただきます。

※お申し込みはおひとり様1通（1名）限りとし、2通目以降は無効とさせていただきます。

※手話通訳が必要な方は、申込時にその旨ご記入ください。

傍聴の受付には、以下のものが必要になります。

- ・お送りした傍聴決定通知又はそのコピー等（スマートフォン等で確認できる場合も可。）
- ・傍聴する方のお名前のわかるもの（保険証、免許証等）

なお、傍聴は、ご本人様のみ可能です。傍聴する権利の譲渡や代理での傍聴等は認められません。あらかじめご了承ください。

《申込フォーム》

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1605830582361>

《FAX番号》 045-550-3869

《申込期間》

令和2年11月20日（金）から令和2年11月25日（水）17時（必着）まで
傍聴いただける方には、令和2年11月27日（金）17時までには通知する予定です。

《お申し込みに関する問合せ先》 都市整備局IR推進課 045-671-4135（平日8:30～17:15）

《傍聴にあたっての注意事項》

（1）次に掲げる事項に該当する方は傍聴席に入場できません。

- ① 酒気を帯びている者
- ② （2）の①～⑥に該当する行為を行う者

- ③ その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと思われる者
- (2) 次に掲げる行為は、会議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。
- ① 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器（音の出るもの）、その他会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
 - ② 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
 - ③ 会議の構成員（委員等）に対して、質問する、または意見を表明すること
 - ④ 写真撮影、録画、録音を行うこと
 - ⑤ 食事または喫煙を行うこと
 - ⑥ その他、会場の秩序を乱す行為、または会議の進行の妨げになる行為を行うこと
- (3) 会場内では、議長または職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。退場を命じられた場合は、速やかに退場していただきます。
- (4) 委員会の判断によりますが、一部非公開となる場合があります。

7 取材について

記者席を設けますので、11月27日（金）17時までに、下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、撮影は冒頭のみとさせていただきます。また、委員会の判断によりますが、一部非公開となる場合は、それ以降は取材していただくことができません。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は傍聴と同様の検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先	
都市整備局 I R 推進課担当課長	山崎 達哉 Tel 045-671-4731